別紙一

歎願書

左記各條承認ノ上即時實施發表サレタシ

一、全從業員ニ對シ解雇、減給、勞働強化ヲナサザルコト

二、トーキーニ關スル件

(イ)トーキーニヨル說明者廢止絕對反對

(ロ)若シ止ムヲ得ズ廢止スル場合

一、向フ三ケ年間其實施ヲ猶豫サレタシ

二、轉勤手當トシテ給料二ケ年分ヲ支給サレタシ

三、解雇退職手當ニ干スル件

(イ)從業員ヲ解雇スル場合ハ給料一ケ年分ヲ支給サレタシ

(ロ)右ノ外勤續滿五ケ年以下ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎ニ給料ノ一ケ月ヲ滿五年以上ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎ニ給料一ケ月半分ヲ年功手當トシテ加給サレタシ

(ハ)自己ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ(イ)(ロ)ノ三分ノ二ヲ支給サ